もしあなたやあなたのお友達の権利が守られていないと感じたら、「せたホッと」や「児童相談所」に相談することや助けを求めることができます

せたホッと（せたがやホッと子どもサポート）

世田谷区に住んでいる子どもや世田谷区内の学校や施設などに通っている子どもの権利を守るところです。
あなたが困ったとき、つらい・イヤだと感じたときは、「せたホッと」にお話してみませんか。相談にお金はかかりません。

どんな小さなことでも、まずは気軽に相談してください

学校で…
- 仲間外れやいじめ
- 先生のことやお友達のこと

家で…
- つらいこと、いやなこと
- 家族に話せないこと

その他、習い事などで…
- 困っていること、いやなこと

相談すると何をしてくれますか？

あなたの気持ちや意見をじっくり聞いて、
一番よい方法を一緒に考えます。
周りのおとなやお友達から話を聞いたり、
協力をお願いすることもできます。
また、あなたの意見や気持ちをかわりに伝えることもできます。

★**受付時間**　月～金　午後１時～午後８時
　　土　　午前10時～午後６時
　　（祝日・年末年始をのぞく）
★**所 在 地**　〒156-0051　世田谷区宮坂３－15－15
　　世田谷区立子ども・子育て総合センター３階
★**電　　話**　**0120-810-293**（フリーダイヤル）
★**ＦＡＸ**　03-3439-6777

ホームページ

子ども相談メール入力フォーム

メールでも相談できます。

世田谷区児童相談所

困ったときは、児童相談所に相談してください

保護者の方たちから虐待（※）を受けるなどしたら、これ以上怖い思いをしたり、困ったりしないですむように、児童相談所の職員が子どもの立場に立って一緒に考え、援助してくれます。
※「虐待」とは…
例えば、保護者の方たちから暴力を受ける。保護者の方たちから暴言を言われる。
おなかがすいても、ご飯を食べさせてくれない。　など

児童相談所には自分で相談することができます

★電　　話　**0120-52-8343**（フリーダイヤル）
★電　　話　**189**（フリーダイヤル）
※24時間つながります。
※フリーダイヤルです。
※秘密は必ず守ります。

その他にも、このような相談窓口もあります

	電　　話	受付時間
世田谷区総合教育相談ダイヤル	03-6453-1520	月～金　午前９時～午後７時 （祝日、年末年始をのぞく）
4152電話相談 （東京都児童相談センター）	03-3366-4152 （聴覚言語障害者相談FAX　03-3366-6036）	月～金　午前９時～午後９時 土・日・祝日　午前９時～午後５時 （年末年始をのぞく）
せたがやチャイルドライン （(社福)世田谷ボランティア協会）	03-3412-4747	水・土　午後４時～午後９時 （年末年始をのぞく）
	全国共通フリーダイヤル　0120-99-7777	毎日　午後４時～午後９時 （年末年始をのぞく）
せたがや子ども・子育てテレフォン	03-5451-1211	月～金　午後５時～午後10時 土・日・祝日　午前９時～午後10時 （年末年始をのぞく）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

企画・発行
世田谷区子ども・若者部　子ども・若者支援課
電話03-5432-2528　FAX03-5432-3016

編集・デザイン
ぎょうせいデジタル株式会社

印刷
株式会社 アライ印刷

発行　令和５年４月

世田谷区子ども条例

中学生のみなさんへ

はじめに

自分のことにあてはめながら、
このパンフレットを読んで、
すべての子どもたちが持っている権利について、一緒に考えてみよう！
困ったときは相談してね！

世田谷区では、平成13年に地域のみんなが協力して、
子どもが健やかに育つことができるまちをつくっていくために、
「世田谷区子ども条例」を定め、さらに、
子どもの権利を守るための相談先をつくりました。
このパンフレットは、その一部を紹介したものです。

世田谷区
世田谷区教育委員会

子どもの権利を知っていますか？

子どもが一人の人間として大切にされ成長するために必要なことを「子どもの権利」といい、すべての子どもが同じようにこの権利を持っています。

1989年に国際連合の総会で、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択されました。日本も、1994年５月から、この条約を守ることにしました。

この条約には、次の４つの原則があります。

子どもの権利について考えるときは、この４つの原則をあわせて考えることが大切です。

１．命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

２．子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

３．意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

４．差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「子どもの権利条約」の全文はここから読んでみてね。

すべての子どもが、**安全な家庭や地域などよい環境のなかで、学び、遊び、健康的で安らぎのある生活ができます。**また、個性を生かしながら、持っている力を十分に伸ばすことができます。

すべての子どもが、地域社会の一員として**自分の意見を自由に言うことができます。**また、その意見は子どもだからといって軽く扱われることはありません。

子ども一人ひとりが大切な命を持っていて、すべての子どもに、「生きる権利」があります。

あなたやあなたのお友達の
権利は守られていますか？
一緒に考えてみましょう！

すべての子どもに、人種や肌の色、性、言葉、文化、宗教、考え方、心身の障害などによって、**どのような差別も受けない権利があります。**

すべての子どもが、**いじめから守られます。だれであってもいじめをしてはいけません。**学校、家庭、地域のみんなが、いじめをなくすために協力します。

すべての子どもが、**虐待から守られます。**もし、虐待を受けたり、見つけたりしたときは、すぐに誰かに相談しましょう。

世田谷区子ども条例の目標

1．子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
2．子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
3．子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

「世田谷区子ども条例」の全文はここから読んでみてね。